

議案第 21 号

財産の処分について

次のとおり財産を処分したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号並びに交野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 9 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

1 処分する財産 土地 20,931.94 m²

(内訳)

土地所在	地目	面積 (m ²)
交野市大字星田 5098 番 8	宅地	384.03
交野市大字星田 5098 番 15	宅地	532.87
交野市大字星田 5107 番 8	山林	3,600.99
交野市大字星田 5091 番 1	宅地	2,455.52
交野市大字星田 5091 番 6	宅地	4,983.05
交野市大字星田 5091 番 7	宅地	418.06
交野市大字星田 5092 番 1	山林	578.69
交野市大字星田 5092 番 2	山林	6,637.92
交野市大字星田 5098 番 10	宅地	1,340.81
合計		20,931.94

2. 売却価格 121,000,000 円

3. 売却の相手方 交野市星田 4 丁目 16 番 5 号

株式会社 野村工務店

代表取締役 野村 健二

令和6年2月26日提出

交野市長 山 本 景